

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第10号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定に基づき派遣され、育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定に基づき自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第32条 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、勤務時間等条例第16条第3項、<u>職員の育児休業に関する条例</u>（平成4年岩手県条例第7号）第21条又は修学部分休業条例第4条の規定によりその給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第24条の規定の例による。</p>	<p>第7条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定に基づき派遣され、育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定に基づき自己啓発等休業をし、<u>職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定に基づき配偶者同行休業をし</u>、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第32条 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、勤務時間等条例第16条第3項、<u>職員の育児休業等に関する条例</u>（平成4年岩手県条例第7号）第21条又は修学部分休業条例第4条の規定によりその給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第24条の規定の例による。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。